

第 6 回 南 庄 内 合 併 協 議 会

期 日：平成17年5月24日(火)

会 場：鶴岡市 出羽庄内国際村

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 一部事務組合等の取扱いについて

(2) 市章の制定について

(3) 議案第10号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出決算について

(4) 議案第11号 平成17年度南庄内合併協議会補正予算(第1号)について

4 そ の 他

5 閉 会

資料一覽

1 南庄内合併協議会委員等名簿	2
2 一部事務組合の取扱い	3
3 市章の制定について	7
4 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出決算	11
5 平成17年度南庄内合併協議会補正予算(第1号)	13

南庄内合併協議会委員等名簿

(敬称略)

市町村名	区 分	氏 名	備 考
鶴 岡 市	市 長	富 塚 陽 一	
	議 長	榎 本 政 規	
	議 員	斎 藤 助 夫	
	議 員	本 城 昭 一	
	助 役	芳 賀 肇	
	識見を有する者	大 瀧 常 雄	
	識見を有する者	竹 内 峰 子	
	識見を有する者	菅 原 一 浩	
藤 島 町	町 長	阿 部 昇 司	
	議 長	齋 藤 久	欠席
	議 員	押 井 喜 一	
	識見を有する者	富 樫 達 喜	
	識見を有する者	伊 藤 忠	
羽 黒 町	町 長	中 村 博 信	
	議 長	山 口 猛	欠席
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	呼 野 祝 二	
	識見を有する者	高 橋 澤	
櫛 引 町	町 長	難 波 玉 記	
	議 長	菅 原 元	
	議 員	安 野 良 明	
	識見を有する者	長 南 源 一	
	識見を有する者	前 田 藤 吉	
朝 日 村	村 長	佐 藤 征 勝	
	議 長	進 藤 篤	
	議 員	井 上 時 夫	
	識見を有する者	田 村 作 美	
	識見を有する者	渡 部 長 和	
温 海 町	町 長	佐 藤 正 明	
	議 長	佐 藤 甚一郎	
	議 員	本 間 義 弥	
	識見を有する者	齋 藤 金 一	
	識見を有する者	佐 藤 喜久子	
監 査 委 員	朝日村監査委員	難 波 鉄 雄	欠席
	羽黒町監査委員	清 野 均	

一部事務組合の取扱い

一部事務組合等については、合併協定によりそれぞれ合併までに関係団体との協議を踏まえ、調整するとされていたもの。調整によって住民サービスに変更が生じないように円滑な移行を図る。

I. 鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合及び月山水道企業団の取扱い

1. 合併に際しての取扱い

各一部事務組合は、合併後も当分の間存続する取扱いとする。

＜存続についての基本的な考え＞

- ア 一部事務組合等は直接的に住民生活の生命、財産にかかわる業務を推進しており、住民生活に不安を招かないように円滑な移行を図る。
- イ 合併後も関係議会を存続するなど、極力市町村の意向を反映した業務の運営が可能な体制とする。
- ウ 拙速な財産の処分や債務の承継等の手続きなどは行わず、今後の合併の動向に柔軟に対応するものとする。
- エ 存続に際しても、組織運営の効率化等の合併効果の発現に努める。

2. 今後の対応（規約変更案）

区 分		合 併 前	合 併 後
鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合	名称	鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合	鶴岡地区衛生処理組合
	議員定数	20人（鶴岡市8人、ほか6町村各2人、）	13人（鶴岡市12人、三川町1人）
	管理者	管理者 市長 副管理者 藤島町長 市助役	管理者 市長 副管理者 市助役
鶴岡地区消防事務組合	議員定数	20人（鶴岡市8人、ほか6町村各2人、）	13人（鶴岡市12人、三川町1人）
	管理者	管理者 市長 副管理者 櫛引町長 市助役	管理者 市長 副管理者 市助役
月山水道企業団	議員定数	11人（藤島町6人、三川町5人）	7人（鶴岡市4人、三川町3人）
	管理者	企業長 藤島町長 副企業長 三川町長	企業長 市長 副企業長 三川町長
	共同処理する事務	水道事業の設置及び経営	水道事業の設置及び経営（鶴岡市は西沼区域及び藤島町区域）

II. 庄内南地区介護認定審査会の取扱い

1. 合併に際しての取扱い

合併の前日をもって解散し、合併の日にて全ての事務事業及び財産を新市に引継ぐ。

<解散についての基本的な考え>

ア 新市においては認定審査会委員となる専門の有資格者の確保が十分に可能であり、審査会を共同設置する必要がない。

イ 事務機器等の財産は新市に引継ぐ。

ウ 三川町民の要介護認定審査事務については、新市が受託し、所要経費については三川町の負担とする。

2. 今後の対応

委員は、現在市の委嘱委員が54名、審査会委嘱委員が30名、新市発足時は両者の委員84人体制でスタート。

白ページです。

市章の制定について

1 募集要項について (要項案:別添)

- ・期間 平成 17 年 6 月 1 日から 7 月 15 日まで
- ・対象 6 市町村在住ないし出身者
- ・応募 協議会事務局あて郵送ないし持参
- ・選考 応募作品と現在の市町村章を対象に候補作品(1 点)を選考
地元関係者の意見を参考としながら絞り込みを行い、
さらに各市町村内での協議を踏まえ、協議会運営小委員会に
おいて候補を選考し、合併協議会で協議する。
(正式には、10 月 1 日、新市発足時に制定される)
- ・賞金 20 万円(1 点)
- ・その他 著作権等は合併協議会及び新「鶴岡市」に帰属
使用にあたって若干の変更、修正をする場合あり

2 周知方法について

- ・チラシ
募集要項の概要と応募用紙を 1 枚のチラシとし、6 月 1 日以降に発行す
る市町村広報誌への折り込み、庁舎等における配布などを行う。
- ・インターネット
募集要項、応募用紙を合併協議会及び 6 市町村ホームページに掲載する。
- ・プレスリリース
鶴岡記者会の会員に対し、募集要項、チラシ等を資料として配布し、記
事化を依頼する。

3 今後のスケジュールについて

6 月	1 日	募集開始
7 月	15 日	募集締切
8 月		候補作品の絞り込み、類似作品等の確認 各市町村内での協議 運営小委員会 合併協議会 公表

白ページです。

新「鶴岡市」市章 応募要項（案）

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が10月1日に合併して誕生する新「鶴岡市」にふさわしい市章を募集します。

< 応募できる方 >

現在6市町村にお住まいの方、またはご出身の方。職業、年齢は問いません。

< 選考方法 >

応募作品、及び6市町村の現在の市町村章を対象に、南庄内合併協議会が、美術、歴史分野など地元関係者の意見も参考としながら、候補作品（1点）を選考します。

< 募集内容 >

市旗、看板、バッジなどの使用にふさわしいシンプルで親しみやすいデザインとします。

色数は3色以内（地色を除く）とします。

カラーのデザインであっても、白黒など単色で使うことがあります。

ぼかし・濃淡や、金色・銀色は使用できません。

自作の未発表作品（他に応募したことがなく、今回初めて発表のもの）と現在の市町村章を応募することができます。

応募のあった作品と現在の市町村章を対象に審査します。

6市町村以外の市町村章、都道府県章、他の商標（マーク）等と類似しないものとします。

< 募集期間 >

平成17年6月1日（水）から7月15日（金）まで（必着）

< 応募の制限 >

応募作品は、1人1点とします。

< 応募の方法 >

所定の応募用紙をご使用ください。

デザインは、応募用紙に直接描くか、別に描いたものを貼り付けてください。

氏名など所定の事項をご記入ください。

(現市町村章を応募する場合は、その旨をご記入ください)

南庄内合併協議会あてに郵送または持参してください。

ファックス、電子メールでは応募できません。

なお、応募者の個人情報は、市章募集以外の目的に使用することはありません。

< 賞金等 >

候補作品(1点)の応募者に対しては、賞金として20万円贈呈します。

ただし、対象者が未成年の場合は、その保護者に贈呈します。

また、6市町村の現在の市章が候補作品となった場合は、賞金の対象とはなりません。

< 発表 >

候補作品(1点)の応募者には、協議会事務局から事前に連絡のうえ、氏名、年齢、職業、住所の市町村名を公表します。

また、選考過程において応募作品を公表する場合があります。

< 作品の帰属等 >

候補作品(1点)に関する一切の権利は、南庄内合併協議会及び新「鶴岡市」に帰属します。

市章としての使用にあたって候補作品に若干の変更・修正をする場合があります。応募作品は返却しません。

既に発表のデザインと同一もしくは類似している場合または他の著作権の侵害があることが明らかになった作品は、発表後でも候補作品としての扱いを取り消す場合があります。

< その他 >

このほかに必要な事項については、南庄内合併協議会において定めることとします。

[応募・問合せ先]

南庄内合併協議会 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25(鶴岡市役所6階)

電話 0235 - 25 - 2115(直通)

HP: <http://www.minamishonai-gappei.jp/>

(単位：円)

	科目	当初 予算額	補正額	現計 予算額	収入済額	比較	内 容
歳入	負担金	7,799,000	0	7,799,000	7,799,000	0	構成市町村負担金(鶴岡市5,319,000、藤島町647,000、羽黒町507,000、櫛引町452,000、朝日村312,000、温海町562,000)
	県交付金	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
	雑収入	1,000	0	1,000	20	980	預金利子
	合計	12,800,000	0	12,800,000	12,799,020	980	

(単位：円)

	科目	当初 予算額	補正額	流用額	現計 予算額	支出済額	差引額	内 容	
歳出	報酬	1,252,000			1,252,000	848,000	404,000	協議会委員報酬(7回開催)	
	共済費	193,000			193,000	79,221	113,779	事務局臨時職員健康保険料等(1名11月～3月)	
	賃金	1,689,000			1,689,000	586,873	1,102,127	事務局臨時職員賃金(1名11月～3月)	
	報償費	75,000		106,550	181,550	181,550	0	専門部会学識者謝礼、視察先謝礼等	
	旅費	722,000		65,320	787,320	787,320	0	協議会委員費用弁償(7回)、事務局視察旅費等	
	需用費	6,547,000		439,601	6,107,399	3,624,847	2,482,552	紙・コピー用消耗品、参考書籍代、ほか事務用消耗品	959,222
								借り上げ車輛ガソリン代	21,317
								協議会昼食・お茶代等	173,185
								協議会だより発行(3回)、合併協定書・建設計画書印刷製本	2,471,123
	役務費	116,000		267,731	383,731	383,731	0	郵送料、ファクシミリ回線通信料等	309,791
								借り上げ車輛任意保険料	73,940
委託料	835,000			835,000	407,400	427,600	ホームページ作成委託料、会議反訳等		
使用料及び賃借料	1,246,000			1,246,000	741,180	504,820	協議会会場使用料、パソコンリース料等		
備品購入費	125,000			125,000	0	125,000			
合計	12,800,000	0	0	12,800,000	7,640,122	5,159,878			

収入済額 12,799,020 - 支出済額 7,640,122 = 5,158,898 は平成17年度へ繰越

監 査 報 告 書

南庄内合併協議会規約第14条の規定に基づき、平成17年5月13日、平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容につき監査を行ったところ、いずれも適正に処理されておりましたのでご報告します。

平成17年5月13日

南庄内合併協議会

会 長 富 塚 陽 一 様

南庄内合併協議会

監査委員 猪野均 

監査委員 難波鐵雄 

議案第 1 1 号

平成 1 7 年度南庄内合併協議会補正予算（第 1 号）

下記補正予算は、市町村議会 6 月定例会において負担金の補正予算が議決された後に会長が決定することとする。

歳 入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補正額	計	補正の内訳
負 担 金	4,725	4,128	8,853	鶴岡市 2,816 藤島町 344 羽黒町 269 櫛引町 239 朝日村 164 温海町 296
県 交 付 金	0		0	
繰 越 金	5,000	158	5,158	
雑 収 入	1		1	
合 計	9,726	4,286	14,012	

歳 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補正額	計	補正の内容
報 酬	838		838	
共 済 費	107		107	
賃 金	913		913	
報 償 費	295	406	701	市章選定検討会議出席者謝金、市章採用作品賞金、市章類似意匠確認調査謝金
旅 費	671	40	711	市章選定検討会議出席者費用弁償
需 用 費	5,126	3,840	8,966	市民ガイドブック作成費
役 務 費	93		93	
委 託 料	576		576	
使用料及び 賃 借 料	1,007		1,007	
備品購入費	100		100	
合 計	9,726	4,286	14,012	